佐井村住民提案型事業募集!!~あなたのおもいをむらづくりにいかしませんか?

住民のみなさんが日頃から考えている、地域の資源をいかしたコミュニティ事業や、地域活動の 活性化、地域課題の解決に向けた取り組みに対して、経費の一部を助成します。

【対象となる事業】

地域の生活安全活動および環境整備、施設の維持補修など

地域活動の活性化を目的とした調査研究、講演会およびイベントの開催など

団体の活性化を目的とした調査研究、研修、試験事業など

住民および団体などが協働して行うイベントなど

【対象とする経費および助成額】

対象経費:講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料、備品購入費、委託費など

※ただし、団体の経常的活動経費、構成員の飲食や親睦経費、事業の大部分が備品購

入費や委託料の場合は対象外とします。

助成額:最高20万円(全体事業費の4/5以内)

【対象団体】

地域および行政連絡員を単位とした地区会、町内会、村内に住所を有している産業団体、教育・ 文化団体、ボランティア団体、NPOなど

【受付期間】

4月1日(月)から5月10日(金)まで

【その他】

申込必要書類は、住民提案型事業審査申込書と事業概要がわかる書類(図面、予算、写真など)です。詳細については、担当までお問合せください。

【お問合せ】総合戦略課 企画政策係 担当:東出

半島税制でお得に設備投資!

村では、半島地域振興策の一環として、半島振興法に基づく産業振興促進計画の認定を受けています。

これにより、村では、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業などの事業者が、 それぞれの事業のための設備投資として一定額(資本金規模によって異なる)以上の機械、建物な どを取得した場合、5年間の割増償却(法人税または所得税の繰り延べ)、事業税、不動産取得税、 固定資産税(県税および村税)の不均一課税の適用ができます。

適用期間については、各制度ごとにご確認ください。

【国税優遇措置の対象業種、取得価額などの要件】

	事業者の規模 (資本金)	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
	対象	機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得など		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る新増設
取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上**		
償却限度額		機械・装置:普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※地方税優遇措置については、住民福祉課税務係までお問合せください。

【お問合せ】総合戦略課 企画政策係 担当:東出